

佐賀オスプレイ基地建設阻止行動10ヶ月間の概要と県公安委員会・県警の 対応について

オスプレイストップ!9条実施アクション佐賀・代表 豊島耕一

常備軍そのものが先制攻撃の原因となる。
(カント、『永遠平和のために』第三条項から)

佐賀空港への自衛隊オスプレイ等配備問題の簡単な経過

- 1990年3月 「佐賀空港建設に関する公害防止協定」の覚書付属資料の中で「自衛隊との共用はしない」と明記。
- 1998年7月 佐賀空港開港
- 2014年7月 防衛省が佐賀県に対して佐賀空港への自衛隊オスプレイ配備等を要請
- 2018年8月 山口知事が配備計画を受け入れ
- 11月 有明海漁協が公害防止協定の見直しを受け入れ
- 2023年2月 佐賀市長、防衛省からの要請を受け入れる
- 5月 地権者でつくる南川副管理運営協議会が臨時総会を開催し、土地売却を決定
- 6月 防衛省が佐賀駐屯地建設工事を着工、市民の自然発生的な阻止直接行動あり
- 7月29日 地権者の裁判を支援する「オスプレイ裁判支援市民の会」設立
(2024年10月現在の会員500名以上)
- 8月 地権者4人がオスプレイ裁判・仮処分を申し立て
- 12月 排水対策施設工事のため県が防衛省に県有地を無償貸与
- 2024年1月 排水対策施設工事が本格化、県有地の土砂を無償提供
- 2月 県民72人が佐賀県に対し県有地・土砂の無償提供の問題を住民監査請求
- 3月 仮処分裁判が却下、地権者4人がオスプレイ裁判本訴を提訴
- 4月 住民監査請求が棄却
- 5月 県民40人が知事に対し、県有地・土砂無償提供の問題で住民訴訟を提訴
- 7月 245人の原告が市民原告訴訟を提訴、地権者4人の裁判と併合
- 12月6日 (予定) オスプレイ裁判・第3回口頭弁論、佐賀地裁

工事現場での抗議行動・阻止直動

- 2024/1/9 有志で、佐賀県公安委員会に対し県警が違法な工事を取り締まるよう「苦情申し出」を実施(警察法79条1項)
- 1/19 同有志、阻止行動予告の記者会見¹
内容：オスプレイの危険性と、配備の二重の違法性の指摘。行動原則は「非暴力と安全」-そのため参加者に「非暴力と安全のための誓約書」への署名を求め、透明性と説明責任を負うものであること。
- 1/25 行動開始に際して佐賀県警本部長に手紙²を届ける
- 1/27 「私人による法の執行」として、工事ゲートでのダンプ阻止行動を開始。同日、「オスプレイストップ!9条実施アクション佐賀」を結成

¹ 記者会見の詳細は1月19日のブログ参照。 <https://pegasus1.blog.ss-blog.jp/2024-01-19>

² 手紙の内容はこちら。 <https://pegasus1.blog.ss-blog.jp/2024-01-25>

以後、月1~2回の阻止行動を実施。 2/24, 3/20, 4/13, 5/12, 6/12, 15, 7/12, 8/19, 9/26, 28, 10/13, 10/28
累計封鎖時間30時間余、参加者の規模は30人から50人。



11/13 佐賀県公安委員会に対し再度「苦情申し出」を実施。
阻止行動の予定：11/27、12/14、12/20

成果、到達点など

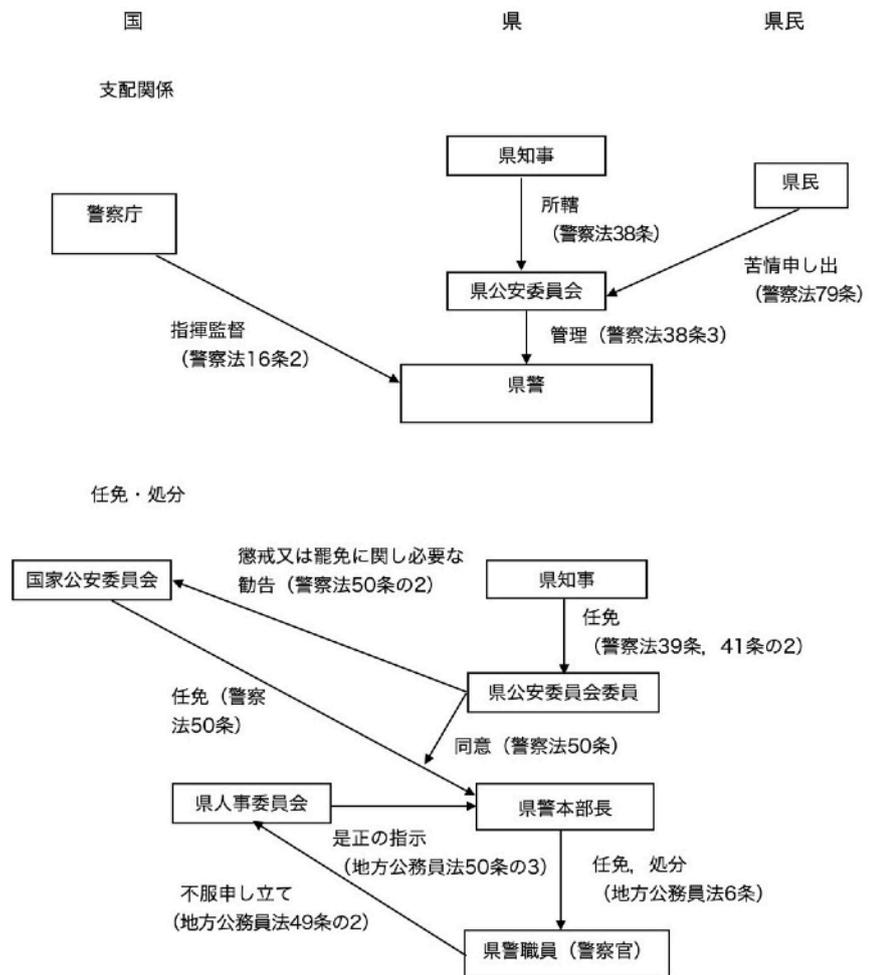
当初、このような直接行動は「佐賀では無理」などとも言われたが、参加者は手応えを感じて自信を深めている。

これまでのところ警察の強い介入はなく、平穏に行われている。(4月の抗議行動の際には妨害者を現場の警察官が抑止)

今後、規模とゲート封鎖の時間を早朝からに拡大するなど、工事に実質的な影響を及ぼせるようにする必要があり。まずは11/27の阻止行動は7:30から実施する。作業者の皆さんの理解を求めたい。

著名人からの支持・支援のメッセージも以下のように続々と寄せられている。

- 経済思想家 斎藤幸平氏
- 反核法律家協会会長 大久保賢一氏
- 弁護士・馬奈木昭雄氏
- 英国の平和運動家・アンジー・ゼルター氏
- ガマフヤー代表・具志堅隆松氏



佐賀県公安委員会への再度の「苦情申し出」の内容について (11/13)

都道府県公安委員会の「任務」とは何か？

警察法38条4項：「第5条（国家公安委員会の任務及び所掌事務）第5項の規定は、都道府県公安委員会の事務について準用する。

→第5条5項から

「・・・**個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持すること**を任務とする。」

11月13日に提出した二度目の「苦情申し出」から引用：

・・・周辺住民の自治会長が「シェルター」を建設容認の条件としたように、軍事緊張を一層高めることに寄与しています。

今一度、警察法三十八条が貴委員会の「任務」として定める「**個人の権利と自由を保護**」を再認識していただくことを要望します。現状は、(上記のように)個人の憲法的権利である「平和的生存権」がますます危うくなりつつある状況であり、貴委員会の責任は重大です。